

- 国〔文部科学省、経済産業省、国土交通省〕は、通報を受けたときは、直ちに、その旨を対策本部長に報告するものとする。この場合において、対策本部長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示（③において単に「公示」という。）を発出するものとする。
- 内閣総理大臣は、通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置するものとする。現地対策本部は、原則として、緊急事態応急対策拠点施設（以下(2)において「オフサイトセンター」という。）に設置するものとする。
- 現地対策本部は、オフサイトセンター等において、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。武力攻撃原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。
- 武力攻撃原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。
- 武力攻撃原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。
- 現地対策本部、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者その他関係機関は、オフサイトセンター等において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民の避難及び退避の状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う応急対策について必要な調整を行うものとする。
- 原子力安全委員会は、文部科学省、経済産業省又は国土交通省から通報の連絡を受けた場合、直ちに専門家を招集するとともに、必要に応じ、あらかじめ指定された原子力安全委員会委員及び専門家を現地へ派遣するものとする。
- 現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家は、文部科学省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、現場の情報の収集、分析等を行うとともに、現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。

○原子力安全委員会は、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家からの調査報告又は意見等を踏まえ、対策本部長に対し、応急対策に関する技術的助言等を行うものとする。

○このほか、国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者の活動については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行うものとする。

### ③ モニタリングの実施

○関係都道府県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、結果を取りまとめ、対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。

○関係都道府県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡するものとする。

○原子力事業者は、通報を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を文部科学省、経済産業省及び国土交通省並びに関係地方公共団体（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に定期的に連絡するものとする。

○文部科学省、経済産業省及び国土交通省は、原子力事業者から連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び地方公共団体が取りまとめたモニタリングの結果等を取りまとめ、対策本部、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。現地対策本部が設置された場合は現地対策本部が取りまとめ、対策本部及び応急対策実施区域に係る地方公共団体の対策本部に連絡するものとする。

○このほか、国〔文部科学省、防衛庁、海上保安庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所〕及び原子力事業者によるモニタリングの実施又は支援については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行うものとする。

### ④ 原子炉の運転停止

#### ア 武力攻撃事態等における措置

○武力攻撃事態等において、警報の発令の対象となった地域内に実用発電用原子炉又は発電用研究開発段階原子炉（以下アにおいて「実用発電用

原子炉等」という。)を設置する原子力事業者は、直ちに、代替電力の確保など原子炉の運転停止に向けて必要な措置を講ずるものとする。地域を定めずに警報が発令されたときは、実用発電用原子炉等を設置するすべての原子力事業者は、直ちに、原子炉の運転停止に向けて必要な措置を講ずるものとする。

○経済産業大臣は、武力攻撃事態においては、その国民保護計画で定めるところにより、警報の発令の対象となった地域内に実用発電用原子炉等を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずるものとする。また、地域を定めずに警報が発令されたときは、状況に応じ、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める実用発電用原子炉等の運転停止を命ずるものとする。なお、武力攻撃予測事態においても、経済産業大臣は、状況に応じ、必要と認める実用発電用原子炉等の運転停止を命ずるものとする。

○武力攻撃事態等において、試験研究用原子炉又は研究開発段階原子炉(発電用を除く。)を設置する原子力事業者は、文部科学大臣の命令又は自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止するものとする。

○原子力事業者は、突発的に武力攻撃が発生した場合など特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止するものとする。

#### イ 原子炉の運転停止の際の電力供給の確保

○実用発電用原子炉を設置する原子力事業者は、武力攻撃事態等において、国〔経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院〕と相互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、電力供給の確保のための準備を行うものとする。また、原子炉の運転を停止したときは、必要に応じ、電力融通の実施、代替電源の立ち上げ、需給調整契約の発動等の措置を講ずるものとする。なお、これらの措置の実施にもかかわらず、原子炉の運転停止に伴い電気の供給に支障が生じたときは、経済産業大臣は、状況を総合的に勘案し、電気事業法第18条に規定する電気事業者が電気の供給を行わない正当な理由の有無について判断するものとする。

○国〔経済産業省、資源エネルギー庁〕は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民保護計画で定めるところにより、実用発電用原子炉の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、実用発電用原子炉を設置する原子力事業者から聴取するとともに、当該原子力事業者以外の一般

電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく業務改善命令、供給命令等のうち必要と認める措置を講ずるものとする。

○国〔経済産業省、資源エネルギー庁〕及び指定公共機関である電気事業者による電力供給の確保のための措置の実施にもかかわらず、原子炉の運転停止に伴い電気の需給状況がひっ迫したときは、国〔経済産業省、資源エネルギー庁〕は、国民生活の安定に必要な電力の確保を最優先に行うことを原則としつつ、それぞれその国民保護計画等で定めるところにより、国民に対する不要不急の電気の使用停止の要請、電気の使用制限等の措置を段階的に実施することなどにより、電力供給の確保に最大限努力するものとする。

#### ウ 原子炉の運転停止に当たり配慮すべき事項

○国〔文部科学省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、警察庁、海上保安庁等〕及び原子力事業者は、原子炉の運転停止に当たり、原子炉の運転停止に際しての施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携し、対応するものとする。

○国〔経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院〕は、それぞれその国民保護計画等で定めるところにより、武力攻撃事態等において発生することが想定される事態について、平素から国民の理解の醸成に努めるとともに、広報の在り方等について、あらかじめ定めておくものとする。

### ⑤ 安定ヨウ素剤の服用

○対策本部長は、安定ヨウ素剤の予防服用等の応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。

○対策本部長は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。

○都道府県知事は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機を指示するものとし、市町村その他の関係機関と協力して、その他の必要な措置を講ずるものとする。

### ⑥ 飲食物の摂取制限

- 国〔厚生労働省、農林水産省等〕は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
  - 都道府県知事は、対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。
- #### 4 NBC攻撃による災害への対処
- NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。
  - この場合、関係大臣は、内閣総理大臣の指揮の下、汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずることとし、この際、必要に応じ、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊の部隊等の関係機関と連絡調整を行うものとする。
  - 都道府県知事は、国民保護法第108条の規定に基づき、建物への立入りの制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察、関係市町村長等の関係機関と連絡調整を行いうるものとする。
  - 厚生労働大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるものとする。
  - 防衛庁長官は、状況に応じ可能な範囲で、情報収集、被災者の救助・救急活動その他の措置を講ずるものとする。
  - 国〔厚生労働省、農林水産省等〕は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
  - 都道府県知事は、対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。
  - 都道府県知事は、内閣総理大臣から要請を受けた場合、自ら協力するとともに、市町村長、消防機関に対し、必要な措置を指示し、及び都道府県警察に対し、必要な協力を要請するものとする。
  - 対策本部長は、災害の状況、災害の防止策の実施状況等について適時国民に広

報し、パニックが生じないように努めるものとする。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報についても広報し、厚生労働大臣は、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に予防接種を指示するものとする。

#### (1) 核攻撃等の場合

- 核攻撃等による災害が発生した場合、対策本部は、関係機関による核攻撃等の概略位置及び放射能による汚染の範囲に関する情報を集約し、汚染の範囲を特定するものとする。
- 内閣総理大臣の指揮、都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等（国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等をいう。以下4において同じ。）は、対策本部長の調整のもと防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うとともに、汚染物質に関する情報を保健所、地方衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関と共有するものとする。また、市町村長、都道府県知事、警察官、海上保安官及び自衛隊の部隊等の自衛官は、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。
- 内閣総理大臣は、放射性降下物の把握等に必要な技術的事項に関し、必要に応じ、原子力安全委員会に助言を求めるものとする。

#### (2) 生物剤による攻撃の場合

- 生物剤による攻撃による災害の発生のおそれがあると内閣総理大臣が認める場合又は災害が発生した場合、内閣総理大臣の指揮、都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施し、その情報を保健所、地方衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するものとする。なお、都道府県の区域を越える広域的な災害に対して迅速に対応するため、保健所、地方衛生研究所等の機関は、都道府県の区域を越えた連携体制を平素から構築するよう努めるものとする。

- 都道府県は、患者の移送を実施するものとする。消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、その対処要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、都道府県の行う移送の協力をするものとする。
- 厚生労働省及び都道府県は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定するものとする。
- 市町村長、都道府県知事、警察官、海上保安官及び自衛隊の部隊等の自衛官

は、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

- 保健所は、都道府県警察等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を講ずるものとする。

### (3) 化学剤による攻撃の場合

- 化学剤による攻撃による災害の発生のおそれがあると内閣総理大臣が認める場合又は災害が発生した場合、内閣総理大臣の指揮、都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速な原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を保健所、地方衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大の防止のための措置を講ずるものとする。

- 市町村長、都道府県知事、警察官、海上保安官及び自衛隊の部隊等の自衛官は、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

## 5 消火活動及び救助・救急活動

- 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するため消火活動及び救助・救急活動が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該消火活動及び救助・救急活動について指示するものとする。

- 消防庁長官は、消火活動及び救助・救急活動のために特に緊急を要し、都道府県知事から市町村長への指示を待ついとまがない場合で、消火活動及び救助・救急活動を緊急にとる必要があるときは、市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動を行うことを指示するものとする。

- 消防庁長官は、消火活動及び救助・救急活動に関し、被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるとき、又は、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、当該要請を待ついとまないと認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村における消火活動及び救助・救急活動の応援等のため緊急消防援助隊の派遣等の必要な措置を講すべきことを指示するものとする。

- 海上保安庁は、海上における武力攻撃災害に係る消火活動及び救助・救急活動を行うものとし、必要な場合、陸上において被災市町村の消火活動及び救助・救急活動を支援するものとする。

- 都道府県知事は、緊急の必要があると判断するときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消火活動及び救助・救急活動に関する措置を指示するも

のとする。

- 都道府県知事は、消防庁長官の応援出動等の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において必要があると判断するときは、被災地以外の市町村長に対し、被災地以外の市町村の消防機関の応援出動等の措置を指示するものとする。
- 都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救助活動を行うものとする。大規模な被害の場合、警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施するものとする。
- 被災市町村は、当該市町村の区域内における消火活動及び救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、被災市町村の長等は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請するものとする。
- 被災地以外の市町村の長等は、被災地方公共団体の長等からの応援若しくは指示、消防庁長官からの指示又は相互応援協定等に基づき、消火活動及び救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

## 6 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下6において「感染症法」という。）に規定する二類感染症（コレラ、腸チフス等）又は三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症（エボラ出血熱、痘そう等）の場合と同様の措置を講ずるものとする。厚生労働省は、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、あらかじめ、この場合の手続、入院の勧告又は措置、患者の移送、建物への立入禁止、交通の制限又は遮断など指定した後に講すべき措置の具体的な内容及び方法、都道府県その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。
- 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法に規定する検疫感染症（一類感染症、コレラ等）以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。厚生労働省は、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、あらかじめ、この場合の手続、外国から来航した船舶又は航空機の入港等の禁止、患者の隔離など指定した後に講すべき措置の具体的な内容及び方法、国土交通省その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。

○厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する一類疾病（ジフテリア、百日せき等）及び二類疾病（インフルエンザ）以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を一類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。厚生労働省は、予防接種を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ、この場合の手続、予防接種の実施、地方公共団体その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。

## 7 保健衛生に関する活動

- 厚生労働省及び地方公共団体は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。
- 地方公共団体は、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談等窓口を設置するよう努めるものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。

## 8 廃棄物処理の特例

- 環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文等の規定による許可を受けていない者に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせること等の廃棄物処理の特例を定め、これらの廃棄物を迅速に処理させるものとする。このため、環境省は、あらかじめ、国民保護法第124条第1項の規定により廃棄物処理に係る特例地域を指定する場合の手続、同条第2項の廃棄物処理の特例基準の基本的考え方、同条第5項の規定による特例地域又は特例基準の公示の方法等について定めるものとする。

## 9 文化財保護の特例

- 文化庁は、平素から、重要文化財等（国民保護法第125条第1項の重要文化財等をいう。以下9において同じ。）の所有者等（国民保護法第125条第1項の所有者等をいう。以下9において同じ。）に対し、災害発生時における緊急措置等について定めた指針の内容の周知に努め、日常的な防災体制の確立を

図るとともに、武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合の手続、所有者等が支援を求める場合の手続等を定めるものとする。また、対策本部への報告その他の連絡体制の整備など所要の措置を講ずるものとする。

○文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置の実施を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行うものとする。また、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者等が命令に従わないとき等においては、あらかじめ定めた手続にのつとり、自ら又は都道府県の教育委員会に対し全部若しくは一部を委託することにより、所要の措置を講ずるものとする。

#### 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

##### 1 情報の収集及び提供

###### (1) 平素からの備え

○国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。

○国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報の項目、用語の定義、優先順位等を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。

○国は、防災における気象情報、被災情報、道路情報などの情報を一元的に管理するシステムの検討及び整備を踏まえ、武力攻撃事態等においてもこれら